

平成29年4月

個人情報保護士認定試験

受験生各位

一般財団法人 全日本情報学習振興協会
事務局

改正個人情報保護法の全面施行に伴う個人情報保護士認定試験の出題について

(1) 改正法に関する出題の表現

改正個人情報保護法は平成29年5月30日に全面施行されます。

したがって、従来試験問題では、「改正法では」あるいは、「～となる予定です」などと表記していましたが、この6月4日開催の第47回個人情報保護士認定試験より、「改正法では」といった表現はなく、改正個人情報保護法が全面施行されたことを前提として出題いたします。

ただし、一部の改正前と改正後で大きく法令内容が変わる問題につきましては、当分の間「改正前は～であったが」などと表記して出題する場合があります。

(2) 現行の各種参考書籍で学習されている方

日本能率協会マネジメントセンター発行の「改訂第5版公式テキスト」、あさ出版発行の「完全対策改訂第4版」などの現行の対策書籍は、改正法について記述していますので、受験のための学習書籍として差し支えはありません。

ただし、新ガイドラインが公表される前の段階で述べられていますので、下記の新ガイドラインを参考にして学習することにより、改正個人情報保護法についての理解が深まり、より確かな知識が身に付けられます。

※個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン 4種類

「通則編」、「外国にある第三者への提供編」、「第三者提供時の確認・記録義務編」、「匿名加工情報編」

<https://www.ppc.go.jp/personal/preparation/>

なお、当協会より4月21日に発行される「個人情報保護士認定試験 公認テキスト」（全日本情報学習振興協会発行、泰文堂販売）は新ガイドラインに対応して記述されています。

(3) 改正法の内容に関する出題数について

今回全面施行される改正法の、下記およびその他の重要な改正点につきましては、実務において極めて重要であり、十分に理解することが必須であることから、下記(4)の「改正ポイント」などから重点的に10問程度を出題する予定です。下記の(5)の改正内容に関する学習資料、「改正法の概要」および「改正個人情報保護法（全面施行版）」を学習することをお勧めします。

(4) 改正個人情報保護法の改正ポイント

①個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）／2条1項
- ・個人識別符号／2条2項
- ・要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備／2条3項、17条2項
- ・個人情報データベース等から権利利益を害するおそれが少ないものを除外／2条4項
- ・取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者に対しても法を適用／改正前2条3項5号の撤廃

②個人情報の有用性の確保

- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備／15条2項
- ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備／2条9項・10項、36～39条
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備／53条

③個人情報の流通の適正性の確保

- ・本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出、公表等厳格化／23条2～4項
- ・第三者提供に係る確認及び記録の作成義務（トレーサビリティの確保）／25～26条
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設／83条

④個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化／40～44条、59～74条

⑤個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備（域外適用）／75条、78条
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備／24条

⑥保有個人データの開示等請求権の明確化

- ・本人の開示、訂正等、利用停止等の求めは請求権であることを明確化／28～30条、34条

(5) 改正内容に関する学習資料

①改正法の概要 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/pdf/gaiyou.pdf>

②改正個人情報保護法（全面施行版） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf

以上